

閲覧用

令和4年度加美町農業委員会
第3回定例総会議事録

令和4年6月27日（月）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和4年度第3回定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年6月27日(月)午後1時40分～午後2時16分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(13名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	12番	星 榮 喜

4 欠席委員(1名)

委 員	2番	杉 村 昭 宏
-----	----	---------

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第5号	非農地証明書交付について
日程第5	報告第6号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第7号	農地転用許可後の工事進捗状況及び 工事完了報告について
日程第7	議案第9号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第10号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議案第11号	農地転用事業計画変更承認申請の承認について
日程第10	議案第12号	農地等買受適格証明願の審議について
日程第11	議案第13号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	庄 司 一 彦
農業委員会事務局次長	今 野 典 子
農業委員会事務局農地係長	畠 山 明 大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第3回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時40分 開会〉

*事務局（庄司一彦事務局長） それではただ今より、令和4年度加美町農業委員会第3回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は13名です。2番 杉村昭宏委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、11番 三浦良人委員、12番 星榮喜委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 庄司一彦君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第5号 非農地証明書の交付について

- *議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第5号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。
- *事務局（畠山明大係長） 報告第5号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。
令和4年6月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の非農地証明願は1件でございます。

報告書番号1

申請者 A氏 平柳字川南…番地…

所在地 平柳字川南…番…の田 外1筆

現況 宅地

面積 合計1,658㎡

昭和55年7月に農地法第5条転用許可を受け畜舎を建設したが、地目変更登記を行わないまま現在に至る。

[以上1件の非農地証明書交付について説明。]

- *議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第5号を終了いたします。

日程第5 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- *議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。
- *事務局（今野典子次長） 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和4年6月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は1件でございます。

報告書番号 1
貸人 B氏
借人 C氏
所在地 平柳字城野…番の田 外 1 筆
面積 合計 4, 6 4 9 m²
基盤強化促進法

[以上 1 件の賃貸借の合意解約について説明。]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第 6 号を終了いたします。

日程第 6 報告第 7 号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第 6、報告第 7 号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第 7 号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況及び工事完了報告書の提出があったので報告いたします。

令和 4 年 6 月 2 7 日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告は 2 件でございます。

報告書番号 1
建売住宅建設
許可地 字赤塚…番 外 1 筆
面積 合計 2, 0 6 2 m²
平成 3 0 年 1 1 月 9 日完了予定（進捗率 6 3 %）

報告書番号 2
自家用車庫建設
許可地 宮崎字新町二番…番…
面積 1 3 7 m²
令和 4 年 5 月 2 8 日完了

[以上 2 件の工事進捗状況及び工事完了報告について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第7号を終了いたします。

日程第7 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和4年6月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は7件でございます。

申請番号1

渡人 D氏

受人 E氏

申請地 上多田川字臼沢の田 外8筆

面積 合計15,272㎡

後継者へ贈与するもの

申請番号2

渡人 F氏

受人 G氏

申請地 字鹿原中村西田の田 5筆

面積 合計6,600㎡

新規就農者へ賃貸借するもの

借賃 総額…円 / 年

申請番号3

渡人 H氏

受人 G氏

申請地 字鹿原中村西田の田 2筆

面積 合計613㎡

新規就農者へ賃貸借するもの

借賃 総額…円 / 年

申請番号 4

渡人 I 氏
受人 J 氏
申請地 字新小路の畑
面積 3 6 4 m²
耕作者へ贈与するもの

申請番号 5

渡人 K 氏
受人 L 氏
申請地 宮崎字平貫の田 3 筆
面積 合計 3, 7 0 9 m²
所有の農地と交換するもの

申請番号 6

渡人 L 氏
受人 K 氏
申請地 宮崎字平貫五番の田 外 4 筆
面積 合計 3, 1 3 1 m²
所有の農地と交換するもの

申請番号 7

渡人 M 氏
受人 N 氏
申請地 米泉字東野の畑
面積 6 4 2 m²
耕作者へ売買するもの

[以上 7 件の許可申請について説明]

- * 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号 2 番・3 番について 1 5 番 小山京子委員お願いします。

- * 1 5 番（小山京子委員） 申請番号 2 番・3 番につきまして、譲受人の G 氏は、昨年からは O 社で協力隊として活動しておりました。今年から独立するということで、O 社の田の一角を借り、露地栽培でほうれん草を作るそうです。作ったほうれん草は J A に出荷するということでした。譲渡人の F 氏には自宅へ伺い、H 氏には電話で聴取り調査を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

- * 議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。次に申請番号 4 番について、1 0 番 畠山智史委員お願いします。

* 10番（畠山智史委員） 申請番号4番についてご報告いたします。譲渡人のI氏と譲受人のJ氏は、I氏のご主人とJ氏がいとこ同士というご関係です。I氏は今年になってからご主人がお亡くなりになっていて、ご夫妻には娘さんがおりますが遠くに嫁がれているため、現在はご実家である埼玉県の越谷へ引っ越しされております。そういった経緯から、ご主人のいとこであるJ氏へ今回の農地を贈与するという旨、電話にて確認いたしました。譲渡人・譲受人に聴取り調査の結果、地域調和要件に支障がないため許可相当と判断いたしました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号5番・6番について、私16番 板垣がご報告します。

* 16番（板垣文一委員） 申請番号5番・6番は、お互いに農地を交換する所有権移転の申請でございますので、合わせてご報告いたします。6月21日にK氏、L氏にそれぞれお会いしてお話を伺い、現地を確認して参りました。当該農地は、それぞれが耕作する農地に隣接しており、1年程前から利便性を考慮し交換して耕作しておりましたが、今回しっかり所有権移転をしておきたいということで申請されたものです。面積に多少の差がございますが、両者の合意により金銭のやり取りはありません。調査の結果、地域調和要件に支障はなく、許可相当と判断いたしました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） 次に申請番号7番について、1番 高橋秀生委員お願いします。

* 1番（高橋秀生委員） 申請地は、東米泉の養鶏所の西側に位置しており、現状は譲受人が畑として耕作しております。譲渡人のM氏には後継者がいないということと、家の前と西で譲受人のN氏が牧草を刈っていることから、今回の売買となりました。現地調査の結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第8 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和4年6月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

渡人 P氏 小泉字町屋敷…番地

受人 Q社 小泉字町屋敷…番地

申請地 小泉字町屋敷…番…

面積 843㎡

申請事由 使用貸借による農業用施設の設置

事業資金 自己資金…万円 / 借入金…万円

事業計画 許可日着工予定 / 令和5年3月31日完成予定

申請地は加美町小野田支所の北東約1.2kmに位置し、小泉集落内に介在する農地で第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。現在、申請地近隣に居住する受人が、隣接地に乾燥調整施設・資材置場・農機具置き場を設置するもので、用途が農業用施設の建設であり、申請地の周辺においても第3種農地はなく、他に申請者が該当目的に使用可能な土地がないことから、やむを得ないと判断いたしました。

[以上1件の許可申請について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、10番 畠山智史委員お願いします。

*10番（畠山智史委員） 令和4年6月15日、庄司事務局長、畠山係長、星榮喜委員、三浦良人委員、私の5名で現地調査を行ってまいりました。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としましては、盛土は行わず表層部分を整地するため土砂の流出はなく、雨水は自然浸透とすることから問題はありません。申請地は、県道最上小野田線から一本南側の通りに面しているところにあり、申請地の東側には大排水路がございます。かなり雨が降ったとしてもこの排水路へ排水されますので問題はなく、非常に好条件な立地と思われま。調査の結果、許可相当と判断してまいりました。以上でございます。

- *議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。審議に入る前に議案第10号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、11番 三浦良人委員です。
- 11番 三浦良人委員は、申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時00分]

- *議長（板垣文一会長） これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号1番についての採決を行います。
- お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。
- それでは、11番 三浦良人委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時01分]

日程第9 議案第11号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について
日程第10 議案第12号 農地等買受適格証明願の審議について

- *議長（板垣文一会長） 日程第9、議案第11号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について、日程第10、議案第12号 農地等買受適格証明願の審議について、以上2件は関連した案件がございますので、会議規則第10条の規定に基づき一括審議といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 異議なしと認めます。よって、議案第11号及び、議案第12号を一括審議とすることに決定いたしました。
- 本件について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第11号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について。下記のとおり事業計画を変更するため加美町農業委員会会長あてに承認申請があったので審議されたい。

令和4年6月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

申請番号1～3

申請者 R社 富谷市大清水一丁目…番地…

申請地 字赤塚…番 外5筆

申請事由 売買による特定建築条件付売買予定地の造成

変更内容 完了予定日を令和5年3月31日へ延長

申請者から新たな転用申請の相談がありましたが、農地法の事務処理要領に則りこの3件の転用申請が、完了予定日から3ヶ月経過しても尚完了していない現状では、新たな転用許可ができない旨、指導勧告を行いました。その是正措置として、今回の農地転用事業計画変更承認申請に至ったものです。

[以上1件の事業計画変更について説明]

*事務局（畠山明大係長） 議案第12号 農地等買受適格証明願の審議について。このことについて、別紙のとおり加美町農業委員会会長宛の買受適格証明願が提出されたので審議されたい。

令和4年6月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

申請番号1

対象地 城生字金成59番1

面積 974㎡

願出人 R社 富谷市大清水一丁目…番地…

申請事由 5条転用にて特定建築条件付売買予定地とするもの

事業資金 自己資金…万円

事業計画 令和4年9月1日着工予定 / 令和7年8月31日完成予定

加美町役場の北東約780mに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の医療施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、盛土を行いますがL型擁壁を設置するため土砂の流出はございません。用排水施設はなく、雨水は新設水路へ放流、雑排水・汚水は公共下水道へ接続するため問題はありません。

[以上 買受適格証明願概要、1件の証明願について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第11号 農地転用事業計画変更承認申請の承認についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号 農地転用事業計画変更承認申請の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。次に、議案第12号 農地等買受適格証明願の審議についての採決を行います。お諮りします。本件は、証明願のとおり証明書を交付することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第12号 農地等買受適格証明願については、証明書を交付することに決定いたしました。

日程第11 議案第13号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（板垣文一会長） 日程第11、議案第13号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第13号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和4年6月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買2件・賃貸借3件・使用貸借1件でございます。

申請番号1

渡人	S氏
転貸人	公益社団法人 みやぎ農業振興公社
受人	T社
申請地	字皆伝寺の田 4筆
面積	合計11,003㎡
権利移動の種別	賃貸借
借賃	10aあたり…円

申請番号 2
渡人 B氏
受人 C氏
申請地 平柳字城野の田 2筆
面積 合計 4,649 m²
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号 3
渡人 U氏
受人 V氏
申請地 月崎字地蔵の田 2筆
面積 合計 2,021 m²
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号 4
渡人 W氏
受人 X氏
申請地 宮崎字竹ノ花の田 外1筆
面積 合計 2,585 m²
権利移動の種別 賃貸借
賃貸 10aあたり…円

申請番号 5 番・6 番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。以上6案件で、田32筆 畑10筆、面積123,070.64 m²。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上6件の集積計画について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第13号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番について 10番 畠山智史委員、申請番号4番について 7番 山本成委員です。

10番 畠山智史委員は、申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時13分]

*議長（板垣文一会長） これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号1番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、10番 畠山智史委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時14分]

*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号4番について審議を行います。7番 山本成委員は、申請番号4番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時14分]

*議長（板垣文一会長） これより申請番号4番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号4番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号4番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、7番 山本成委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時15分]

*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号2番・3番、及び5番・6番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号2番・3番、及び5番・6番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和4年度加美町農業委員会 第3回定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後2時16分 閉会〉

この議事録は、事務局長 庄司一彦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和4年6月27日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 三 浦 良 人

署名委員 星 榮 喜